マイナンバーについて④

RICOH
imagine. change.



マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です

事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

安全管理措置の検討にあたり明確化にする項目

個人番号を取扱う事務の範囲	特定個人情報等の範囲	特定個人情報等を取扱う事務に従事する従業者(事務取扱担当者)

講ずべき安全管理措置の内容

基本方針の策定	◆組織として取り組むための基本方針を策定
取扱規程等の策定	◆特定個人情報等の具体的な取扱を定める取扱規定等を策定
技術的安全管理	◆アクセス制御 ◆アクセス者の識別と認証 ◆外部からの不正アクセス等の防止 ◆情報漏えい等の防止
物理的安全管理	◆特定個人情報等を取扱う区域の管理 ◆機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ◆電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 ◆個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
組織的安全管理	◆組織体制の整備 ◆取扱規程等に基づく運用 ◆取扱状況を確認する手段の整備 ◆情報漏えい等事案に対応する体制の整備 ◆取扱状況の把握及び安全管理
人的安全管理	◆事務取扱担当者の監督 ◆事務取扱担当者の教育

Copyright 2015 RICOH JAPAN Corporation All Rights Reserved.